

広島県告示第八百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十一月四日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定する形質変更時要届出区域
三原市幸崎能地二丁目乙二八七二番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物